## 電気通信大学脳・医工学研究センター規程

制定 平成25年3月22日規程第136号最終改正 令和5年2月13日規程第97号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人電気通信大学組織規則第19条第3項の規定に基づき、電気通信大学脳・医工学研究センター(以下「センター」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

(目的)

- 第2条 センターは、脳神経科学、情報工学、生体工学、人間工学、ロボット工学、光科 学等の分野との連携を通じて、医療や福祉の現場で必要となる支援技術・診断技術を研 究・開発し、地域・コミュニティとの連携による健康長寿の実現に向けた社会実装を行 うとともに、これらの分野を担う研究者、技術者、医療従事者などの人材育成を図るこ とにより、医工学研究分野における世界的な教育・研究拠点を目指すことを目的とする。 (職員)
- 第3条 センターに、次の号に定める職員を置く。
  - (1) センター長
  - (2) 教授
  - (3) 准教授
  - (4) その他の職員
- 2 センターに、特任教員又は客員教員を置くことができる。
- 3 前2項に掲げる者のほか、本学の専任の教授、准教授及び講師のうち、センターにおいて、センター専任と同等の研究活動を行うものを兼務教員としておくことができる。
- 4 前3項に掲げる者のほか、非常勤の研究員等必要な職員を置くことができる。 (センター長)
- 第4条 センター長は、本学の教授のうちから学長が指名する。
- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の後任者 の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会)

- 第5条 センターに、センターの円滑な運営を図るため、脳・医工学研究センター運営委員会(以下「委員会」という。)を置く。
- 2 委員会に関する規程は、別に定める。

(雑則)

第6条 この規程に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、委員会の議 を経て別に定める。

附則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月20日規程第70号) この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年1月11日規程第78号)

- 1 この規程は、令和5年1月11日から施行する。
- 2 電気通信大学脳・医工学研究センター長選考規程は、廃止する。

附 則 (令和5年2月13日規程第97号)

この規程は、令和5年4月1日から施行する。